平成２７年（ミ）第２７号

パナマ共和国パナマ県パナマ市、パナマ共和国における会社の代理人の所在地及び名称パナマ共和国パナマ市53番Ｅストリート、ウルバニサシオン・マルベーヤ、ＭＭＧタワー16階モルガン・Ｙ・モルガン法律事務所、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内

更生会社　ユナイテッド・オーシャン・ハル・ＮＯ．Ｓ1540・エス・エイ

１　決定年月日　平成29年１月31日

２　主文　本件更生計画を認可する。

３　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。

４　更生計画の要旨

第１章　更生計画立案までの経緯（省略）

第２章　更生計画の基本方針及び骨子

第１節　更生計画の基本方針（省略）

第２節　更生計画の骨子

１　清算型更生計画

更生会社は、傭船契約を維持継続しながらも、時機をみて、更生会社が保有する船舶（船舶名オーシャン・モーニング（OCEAN MORNING）、船種バルク船、船籍パナマ共和国。以下「本件船舶」という。）を売却し、更生担保権の弁済を行う。本件船舶以外の資産についても、適宜換価処分を行い、共益債権等を控除した残額を原資として、一般更生債権者に対する弁済を行う。

２　更生担保権

本件船舶に係る担保権については、担保の目的である本件船舶を売却処分し、その売却代金から売却に要する諸経費等を控除した金額を、権利変更前の更生担保権の額に従い弁済する。

３　一般更生債権

⑴　相殺猶予相当額に係る金融債権者の一般更生債権

管財人（保全期間中は保全管理人）は、株式会社りそな銀行（以下「金融債権者」という。）との間で、平成27年11月11日付けで東京地方裁判所（以下「裁判所」という。）の許可を得て、預金の相殺猶予、質権設定・一部解除等に関する合意（その後になされた修正を含めて、以下「本件相殺猶予合意」という。）を締結し、本件相殺猶予合意時点において金融債権者に預け入れていた更生会社名義の預金（利息を含む。）相当額で、金融債権者の指定する別段預金（以下「本件別段預金」という。）に送金された額について相殺猶予を受け（以下相殺猶予を受けた金額相当額を「相殺猶予相当額」という。）、その一部について質権解除を受けることにより、更生会社の事業の遂行及び管財業務の遂行に必要な資金を調達した。本件相殺猶予合意は、金融債権者に相殺の合理的期待が認められ、法律上も相殺可能な預金に関して、更生会社の資金繰りを支えるために、直ちに相殺をせずに更生会社にて利用することを認めるものであり、実質的には更生会社の資金繰りを支えるために管財人（保全期間中は保全管理人）が行った借り入れと評価すべきものである。

そこで、金融債権者の一般更生債権のうち相殺猶予相当額については、本件別段預金の残金及び第３章第１節第２、３記載の更生協力金等を原資として、免除を受けずに弁済する。

⑵　⑴以外の一般更生債権

⑴以外の一般更生債権（相殺猶予相当額を控除した金融債権者の一般更生債権を含む。）は、保有する現預金、更生協力金等から共益債権相当額を控除した後の残額を弁済原資とし、確定更生債権額に応じて按分のうえ弁済する。

第３章　更生債権等に関する権利の変更及び弁済・納付方法

第１節　更生担保権の権利の変更及び弁済方法

第１　確定更生担保権

確定した更生担保権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、その詳細は別表８「更生担保権弁済計画表（船舶）」記載のとおりである。

（確定更生担保権）　2,179,422,700円

（債権者数）　１名

第２　権利の変更及び弁済方法

１　弁済方法の基本方針（省略）

２　本件船舶の売却

管財人は、本件船舶の更生担保権者（以下「船舶更生担保権者」という。）の同意を事前に得た上、裁判所の許可を得て、本件船舶を売却する。

管財人は、本件船舶の売却にあたり、広く買主候補を募り適正な競争環境を確保して売却価格が公正・妥当なものとなるよう売却手続を進めるべく、株式会社新生銀行（以下「フィナンシャル・アドバイザー」という。）及びブローカー数社に買主候補の探索を依頼し、かつ、入札形式により本件船舶を売却する。ただし、管財人が本件船舶を売却するときの条件は、原則として、検船時の現状有姿による売買とし、売主である管財人は瑕疵担保責任を一切負わない。

なお、管財人は、本件船舶が外国財産であり管財人の管理処分権行使が困難であることに鑑みて、外国財産の円滑な処分を実現し換価代金について本更生計画の効力を及ぼすために、以下の要領で本件船舶の売却を実施するものとする。

①　金融債権者が本件船舶上に有する更生担保権たる船舶抵当権の発生原因となる金融債権者と更生会社との間の平成27年８月３日付けFirst Preferred Panamanian Ship Mortgageにより、金融債権者が更生会社より授与された代理権に基づき、本件船舶を第三者に売却する。

②　金融債権者は、本件船舶売買の具体的手続（売買契約の締結、売買代金の受領、その他本件売買に関わる一切の行為）について、管財人に委任し、管財人は、フィナンシャル・アドバイザーの協力を得て、更生会社を売主として、第三者に対し、金融債権者が同意する条件にて本件船舶を売却する。

３　諸経費及び更生協力金

管財人は、本件船舶を売却したときは、本件船舶の売却代金（以下「本件売却代金」という。）から、本件船舶の売却に必要となる諸経費及び更生協力金（以下「諸経費及び更生協力金」という。）を控除した残金（以下「売却手取額」という。）を弁済する。

売却手取額を算出するに際して、本件売却代金から控除する諸経費及び更生協力金は、以下のとおりとする。更生協力金については、船舶更生担保権者と管財人が別途協議し、裁判所の許可を得て定める。

①　諸経費

以下に列挙する本件船舶の売却に伴い更生会社の負担する諸経費

・ブローカーフィー、フィナンシャル・アドバイザーフィー

・更生会社負担の登記・登録手続費用（日本国外で発生するものを含む。）

・消費税その他本件船舶の売却に関し更生会社に課税される公租公課（日本国外で発生するものを含む。）

・その他、更生会社の負担となる本件船舶の売却に伴う諸経費相当額

②　更生協力金

更生会社の運転資金、清算費用等の更生会社の事業遂行及び本件更生手続の管財業務遂行に合理的に必要な費用（本件相殺猶予合意に基づく本件別段預金への送金に必要となる額を含む。）

４　担保変換

⑴　暫定売却手取額の確定

管財人は、管財人が本件船舶を売却した場合、本件売却代金から、本件船舶の引渡時において判明している以下の暫定諸経費及び暫定更生協力金を控除した残金（以下「暫定売却手取額」という。）に係る預金について、後記⑵の定めに従い質権を設定する。

①　暫定諸経費

諸経費のうち、本件船舶の引渡時において判明しているもの